

有機JAS認証について

特定非営利活動法人
国際オーガニック・テクニカル協会

特定非営利活動法人 国際オーガニック・テクニカル協会 活動内容のご案内

◎私たち特定非営利活動法人国際オーガニック・テクニカル協会は、環境保全、有機検査・認証に関する事業を行い、農林水産によって生じる、環境汚染を抑止し、自然生態系の向上と不特定多数の人類の健康に寄与することを目的とし、設立されました。

◎ 事務所所在地 ◎

特定非営利活動法人 国際オーガニック・テクニカル協会

沖縄県豊見城市字座安334番地 2F

TEL:098－996－1736

FAX:098－996－1738

Eメール: organic.world@jasmine.ocn.ne.jp

☆営業時間は、午前9時～午後4時まで。

☆休業日は、土、日、祝祭日。

Ⅰ. 私たちの事業内容



○ 有機農産物及び有機加工食品の認証業務。

⇒ 認証できる範囲は、

1. 有機農産物又は有機加工食品の生産行程管理者
その農産物又は加工食品にJASマークを貼付け
する事業者。

2. 有機農産物・有機加工食品の小分け業者
自らは生産せずに、仕入れた有機農産物又は
有機加工食品を小分けし再び JASマークを貼付
する事業者。
(卸し・仲卸・小売り等)

○ 講習会の開催。

- ・ 講習会の受講が、認証取得の必須条件となります。
- ・ 当協会事務所において、1名様から随時受講できますので、日程調整のうえ、ご受講下さい。

○ 業務の管轄区域は、日本国内です。

II.JASマーク貼付の仕組み

※特定非営利活動法人

国際オーガニック・テクニカル協会も、
農林水産大臣に登録された、第三者
機関です。



- 認証を受けた、農家さん又は工場・加工場（以下「認証事業者」という）だけが有機JASマークを貼付けすることができます。
- 認証事業者とは、農林水産大臣に登録された、第三者機関である当協会（沖縄県では当協会のみ）登録認証機関の審査を受け、施設や品質管理等の状況が、国の定める基準を満たしている事業者を意味します。
- 製品にJASマークを貼付けするには、その製品がJAS規格に適合していると判定すること（格付）が必要です。
- 製品にJASマークを貼付けすることを、『格付の表示』を付すといいます。

Ⅲ 有機JAS認証の取得手順

手順1 JAS規格の制度についてよく知りましょう。

JAS規格の制度に関する資料は、農林水産省のホームページで公表しています。

- 1.有機農産物の日本農林規格
- 2.認証の技術的基準
- 3.生産行程についての検査方法
- 4.格付の表示の様式及び表示の方法
- 5.Q&A

※ 詳細につきましては、講習会においてご説明致します。

手順2 組織や施設などが基準を満たしているかどうか確認

自らの組織(例:人員、資格要件)や施設(例:生産する畑の条件、広さ)が、JAS規格や認証の技術的基準を満たしているかをご確認ください。

Ⅲ 有機JAS認証の取得手順

手順3 講習を受ける。

生産行程管理担当者(責任者)、小分け担当者(責任者)、格付(表示)担当者になる方は、認証の技術的基準に基づき、登録認証機関の指定する講習会を受講して下さい。

※ 講習受講料は、1名様¥3,000です。

※ 講習時に、申請書類一式を¥1,000にてご購入頂いてまいります。

手順4 申請書を提出する。

必要事項を記入し、添付書類をそろえてご提出下さい。
当協会事務局にて、申請書に欠落がないかを確認し、かつその内容を見て受理可能かどうか判断いたします。

Ⅲ 有機JAS認証の取得手順

手順5 書類審査

申請が受理されると、申請書の内容が認証の技術的基準を満たしているかどうか、細かく書類審査が行われます。

※書類審査で見つかった不適合については、その程度に応じて改善の指摘が行われたり、申請書の再提出が求められたりします。

手順6 実地検査

書類審査が終わると、実地検査が行われます。
実地検査では、当協会の審査員がほ場や施設に赴き、申請書の内容と現状の様子や実施状況が一致しているか、また、『認証の技術的基準』を満たしているかを検査致します。

Ⅲ 有機JAS認証の取得手順

手順7 判定

書類審査及び実地検査の結果をもとに、判定委員会(判定員)によって申請内容が『認証の技術的基準』を満たしているかどうかを判定します。

手順8 認証書の交付

判定の結果、基準を満たしていると認められた事業者は、「認証事業者」となります。
また、認証事業者には認証書が交付されます。
認証事業者になることによって、JASマーク製品の販売・流通ができるようになります。

【年次調査・不定期調査】

通常は、年に1度、特別な場合は必要に応じて、当協会の審査員が事業者を訪問し、認証の技術的基準が引き続き守られているかどうかを確認するために、調査を行います。

【格付実績(格付表示実績)の報告】

認証事業者は、毎年6月末までに、前年度に貼付したJASマークの実績(農産物の重量と、JASマークの使用数)を、当協会に報告します。

また、今年度の栽培計画及び、前年度の作業記録(生産行程管理記録)も、ご報告いただきます。

有機JAS制度について



制度の概要

JAS法に基づき、「有機JAS規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者には「有機JASマーク」の使用を認める制度。

農産物及び農産物加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。

有機JAS規格

諸外国と同様に、コーデックス（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。

- 有機農産物にあつては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培
- 有機畜産物にあつては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
- これらの生産にあつては、遺伝子組換え技術は使用禁止 など

有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取り決め。

現在、EU、スイス、米国、カナダ、台湾^(※)と有機農産物及び有機農産物加工食品の認証制度について相互承認している。

※台湾との間では、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で民間取決めを踏まえ、日台双方の関係当局が日台の制度を同等と認め、相手側の有機認証品を自国・地域の有機認証品として取り扱うこととしたもの。

有機JAS制度が作られた背景

生物や自然環境に出来るだけ負荷を与えない食べ物、具体的には、化学的に合成された農薬や肥料、組換え遺伝子に由来する農業資材などを使わずに作られた農産物や、それらを原材料として作られた加工食品について、その作り方や小分け・輸入のシステムが確かなものであることを法律に基づいて証明するのが有機JAS制度です。

この制度がスタートしたのは2001年。それ以前は、有機表示を法律で規制しておらず、農産物や加工食品への有機に関する表示方法は、1992年に制定された農林水産省のガイドラインが指針として示されているにすぎませんでした。ガイドラインはあくまでも指針であるため、実際には、化学合成された資材が使われていたものが無いとはいえない状況もありましたし、有機加工食品については、社会的に共通の定義自体がなかったため、「有機」や「オーガニック」という表示がついていても、その中身は様々なものが出回っていました。

欧米をはじめとする諸外国では、日本より一足早く有機食品の認証制度が実施されており、貿易上の観点からもそういった諸外国の制度と足並みをあわせる必要もあり、従来から運用されていた日本農林規格(JAS)の新たな分類として制度化されたのが有機JAS制度です。

システムを認証する有機JAS制度

自分が生産した農産物や加工食品に「有機」や「オーガニック」と表示して出荷、販売したいと思ったら、「有機JAS認証事業者」にならなければなりません。この認証事業者になるためには、農林水産大臣に登録された第三者機関である「登録認証機関」に書類申請し、「書類審査→実地調査→判定」というプロセスを経て法的に適合していると認められる必要があります。また、一度認証されてもおおよそ1年に1回の年次調査を受けなければ認証事業者として継続することが出来ません。重要なことは、例えば農産物の場合、認証の対象となるのは生産され、JASマークを付けて出荷される食品ではなく、「その食品が生産されるために経てきたすべての行程(システム)」であるということです。「ほ場」、「種苗・育苗」、「肥培管理」、「病虫害防除」、「栽培計画・栽培記録」、「証票(JASマーク)管理記録」など、その農場で生産された作物が一貫して有機JAS規格では認められていない化学合成農薬・肥料などに汚染されたり、非有機生産物が混入してしまうようなリスクがないか、あるいはリスクがあってもそれを排除する措置が取られているかということを調査し、認証します。加工食品であればそれが「加工場」や「原材料」、「製造記録」に変わり、小分けや輸入についても、有機食品を取り扱う一連のシステムそのものが問われることになるのです。

登録認証機関の責務

私ども登録認証機関は農林水産省（直接には外郭団体である農林水産消費安全技術センター）によって、適切な認証業務を行っているか毎年監査を受けていますが、2012年9月からは、ISO/IEC17065という国際規格に基づき、業務の公平性（たとえば認証機関はコンサルティングー認証を取りやすくする方法や販売促進などについてアドバイスしたりすることが禁じられています。）透明性（情報公開など）が強化されています。そして、認証機関に所属する必要な資格と訓練を受けた専門の検査員が書類審査、実地調査を行い、同じく専門の判定員が検査員の調査報告に基づいて有機JASの適合性を判断します。

有機JAS認証のカテゴリー

有機JASの認証を取得するにあたっては、JASマークをつける品目によって大きくは次の4つの種別があり、それによって認証の基準も多少異なります。

1. 有機農産物、 2. 有機加工食品、 3. 有機畜産物、 4. 有機飼料

また、認証を受ける対象は以下の3つです。

- a 生産工程管理者（有機農畜産物、有機飼料、有機加工食品の生産をし、その生産物にJASマークを貼付する事業者）
- b 小分け業者（自らは生産せず、仕入れた有機食品を小分けしてJASマークを再貼付する事業者）
- c 輸入業者（JASとの同等性が認められた外国から輸入した有機農産物または有機農産物加工食品にJASマークを貼付する事業者）

根拠となる法規など

有機JAS制度は法律及びそれに関連する告示に基づいた制度です。
主要なものを以下に紹介します。

- ・日本農林規格等に関する法律(JAS法)
- ・日本農林規格(JAS規格)
 - 有機農産物のJAS規格
 - 有機畜産物のJAS規格
 - 有機加工食品のJAS規格
 - 有機飼料のJAS規格
- ・認証の技術的基準
 - 有機農産物及び有機飼料(調整又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準
 - 有機加工食品及び有機飼料(調整又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。)についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準
 - 有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準
 - 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準
 - 有機農産物、有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準
- ・有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A
- ・有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法
- ・有機食品の格付の表示の様式及び表示の方法
- ・食品表示に関する情報

認証を取得するメリット

認証を取得するメリット、それはまずは何よりも法律や国際規格に基づいた信頼性です。認証を受ける側からすれば煩雑で手間のかかる制度だと思われるかもしれませんが、だからこそ高い信頼性が担保されているのです。そして、この制度は全国一律のルールであるだけでなく、国際的なルールでもあり、EU諸国やアメリカ等、JAS制度と同等の制度を有する国には、日本で有機認証を取得している有機食品はそのまま輸出することが可能です。また、同等国から有機食品を輸入することも可能です。（使用原材料の原産国等により輸出入ができないものもあります。）

（JAS制度と同等の制度を有する国・地域（2020年1月現在）

- ・アメリカ合衆国、・アルゼンチン、・オーストラリア、・スイス、・ニュージーランド、
- ・EU諸国、・カナダ、・台湾

違反には厳しい罰則

しかし一方、そのような信頼を傷つけるようなJAS法違反に対しては、認証機関からは認証取り消しなどの処置、農水省からは改善命令と農水省のホームページにおいての公表という処置がとられ、さらに程度によっては2年以下の懲役または200万円以下（法人の場合には1億円以下）の罰金という罰則が科せられることがあります。また、認証機関についても、虚偽の報告や守秘義務違反などをした場合には1年以下の懲役または100万円以下の罰金という罰則が科せられます。

特定非営利活動法人国際オーガニック・テクニカル協会の 認定手数料について

○「有機農産物(転換期間中有機農産物を含む)の生産工程管理者」及び「有機農産物・有機加工食品(転換期間中有機農産物を含む)の小分け業者」の認定手数料の目安(実地検査又は調査に要する時間を8時間とした場合の基本費用)

認定申請手数料(認定時(初年度)の手数料) …… 60,000円

定期調査手数料(2年目以降)の手数料 …… 40,000円

(注)1. 申請書一式は¥1,000円(送料別)を請求します。

2. 検査対象が多く、実地検査又は調査に要する時間が8時間を超える場合は、追加料金を請求します。追加料金は1時間につき¥1,500円とします。

3. 再検査、臨時調査につきましては、当協会の規程に基づき請求します。

4. 旅費(宿泊費等を含む)は、当協会の規程に基づき実費を請求します。

5. 講習受講料、1名¥3,000円を講習時に請求します。

6. ほ場の追加など、認証事項の変更の為の調査手数料として、¥36,000を請求します。

7. 6. の際、認証書の再交付手数料として¥1,000円を請求します。

○「有機加工食品」の認定手数料の目安(実地検査又は調査に要する時間を8時間とした場合の基本費用)

認定申請手数料(認定時(初年度)の手数料) …… 100,000円

定期調査手数料(2年目以降)の手数料 …… 80,000円

(注)1. 申請書一式は¥1,000円(送料別)を請求します。

2. 検査対象が多く、実地検査又は調査に要する時間が8時間を超える場合は、追加料金を請求します。追加料金は1時間につき¥1,500円とします。

3. 再検査、臨時調査につきましては、当協会の規程に基づき請求します。

4. 旅費(宿泊費等を含む)は、当協会の規程に基づき実費を請求します。

5. 有機加工食品の講習料として、1名¥3,000円を請求します。

ご不明な点は、協会までお問い合わせ下さい。

有機JAS認証者の声

1. 農産物の出荷先が少なく、不安がある。
(収穫量が多いとき、複数出荷先があるに対応が可能になる)
2. 害虫発生時、対応できる農薬が少ない、または無い場合がある。
3. 有機栽培の指導、アドバイスが欲しい。
4. 有機農家が集まり、情報収集・交換の場が欲しい。(交流会の開催など)
5. 有機JAS認証について、消費者の認知度が低く、メリットを感じない場面が多々ある。
6. 県や、市町村で有機資材に対する補助等があれば助かる。
7. 有機JAS認証の更新に係る費用への助成があるとありがたい。